

# 役員退職金規程

平成 12 年 4 月 1 日 ADEP 第 12 - 162-02 号

## ( 総 則 )

第 1 条 財団法人地震予知総合研究振興会の役員（非常勤役員を除く。）に対する退職金の支給については、この規程の定めるところによる。

## ( 退職金の額 )

第 2 条 役員が退職した場合においては、在職期間、1 カ月につき、その者の退職時における基本給月額に 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する金額以内の金額を退職金として支給する。

## ( 在職期間の計算 )

第 3 条 在職期間の月数の計算については、選任の日から起算して暦に従って計算するものとし、一月に満たない端数を生じた時は、一月とする。

第 4 条 役員が任期満了の日又はその翌日に再び同一の役職の役員に選任されたときは、その者の退職金の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。

2 . 役員が任期満了の日以前において、役職を異にする役員に選任されたときは、その者の退職金の支給に関しては、引き続き在職したものとみなす。

## ( 端数の処理 )

第 5 条 この規程の定めるところによる退職金の計算の結果生じた 100 円未満の端数は、これを 100 円に切り上げるものとする。

## 付 則

- 1 . この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 . この規程の施行日前の取り扱いについては、会長が別に定める。

## 付 則

- 1 . この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 . この規程の施行日前の取り扱いについては、従前の規程による。